

業務仕様書

1 業務名

札幌ドームプレイヤーズビューシート解体業務

2 業務目的

札幌ドームのプレイヤーズビューシートと付随設備を運搬可能な形状に解体し、処分する。

3 履行場所

札幌ドーム(札幌市豊平区羊ヶ丘1番地3)

4 履行期間

契約締結日から令和6年9月24日(火)まで

※イベントとの関係で令和6年8月31日までに現地作業は完了すること。

※イベントや他業務の状況により作業日時の制限がある可能性があるため、作業日時について担当職員及び施設管理者と十分に協議を行うこと。

5 業務内容

(1)解体作業 1式

プレイヤーズビューシート及び付属品を搬出可能な形状に解体する。

(2)産業廃棄物処分収集運搬 1式

・搬入出経路は別紙1「配置図・搬出経路」参照

(3)床養生・清掃 1式

[解体・処分物品一覧]

品名	個数	備考
プレイヤーズビューシート		総重量 約 35,300kg
本体	16 基	別紙2「プレイヤーズビューシート重量」参照
防球フェンス	18 枚	別紙3「プレイヤーズビューシート竣工図」参照
防球フェンスポール	20 本	別紙4「防球フェンス・フェンスポール詳細図」参照
補助フェンス	14 枚	別紙5「補助フェンス詳細図」参照
各所衝突保護材	18 本	別紙6「各所衝突保護対策図」参照
プレイヤーズビューシート用カバー	16 枚	
プラスチックパネル	12 枚	別紙写真No.8参照
カバー用重石	60 個	別紙写真No.9参照
木製パレット	12 枚	別紙写真No.10 参照
木製台	1 台	別紙写真No.11 参照

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
完了時	写真帳 マニフェスト伝票の写し 完了届	CD-R 等にて電子データも提出すること マニフェストは、履行期間内にE票も含めて提出すること

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和4年版[令和4年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。